

**2023年度（令和5年度） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の申請台数の制限の撤廃のご案内**
【申請台数の制限を撤廃します】

当機構では関係省庁のご指導のもと、標記補助事業のさらなる利用促進を図り、効果的に二酸化炭素の排出削減を図るため、今般、下記のとおり申請台数の制限について変更を行うことといたしました。

これにより、すでに申請している事業者様や補助金の交付を受けた事業者様も、さらに追加して申請が可能となりましたのでご案内いたします。何卒、ご手配の程お願い申し上げます。

記

1. 低炭素型ディーゼルトラックの申請台数の制限の撤廃

現在、1事業者様あたりの申請台数を、「1事業者8台」として受付を行っているところですが、効果的に二酸化炭素の排出削減を図るため、「**申請台数 制限なし**」に変更することとしました。

なお、これまでに「1事業者8台」まで補助金の申請、交付を受けた事業者（リースにあつては貸渡先事業者）につきましても、追加にて申請することができることとなりました。

2. 実施日

2024年（令和6年）1月4日（木）の申請受付分から実施します。

（留意事項）

- ・申請による審査は、申込み順に行います。
- ・予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から2024年（令和6年）1月31日（水）までに申し込みのあつたすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があつた場合には、初めて申請を行う事業者、交付台数の少ない事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定することとします。

注意：1月3日以前に配達（電子申請については発信）された9台目以降の申請については、受付いたしません。当該申請については、再度申請をしていただくこととなりますので、ご注意をお願いいたします。

3. 問合せ先

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」執行グループ 岩崎、神保

電話 03-5341-4577